

## 届出内容変更のお知らせ

令和3年度から神奈川県男女共同参画の推進状況に関する届出様式が変わります  
 ～育児休業取得状況の届出内容が変わります～

神奈川県では、就業の分野における男女共同参画を推進するため、県条例により、毎年度、常時使用する従業員の数が300人以上の事業所の皆様に男女共同参画の届出をお願いしていますが、令和3年度の届出から内容を一部変更しています。

### ポイント

#### 育児休業取得状況をより詳細に把握します

- これまでの届出項目にあった育児休業の取得（利用）者について、**育児休業取得対象者数の項目**を設け、**育児休業の取得対象となった人数を男女別に記載**していただきます。
- 上記対象者のうち、育児休業を取得（開始）した方について、新たに**取得期間別（取得予定期間も含む。）**の人数を男女別に記載いただきます。

### 変更理由

#### 誰もが働きやすい職場環境の実現を目指します

女性のみならず、男性が育児休業を取得することは本人や家族にメリットがあるだけでなく、女性の就労継続や誰もが働きやすい職場環境の実現にもつながります。そのために、育児休業の取得実態をより詳しく把握し、集計のうえ公表を行います。

#### 旧様式（育児休業取得状況の届出項目）

育児休業、介護休業及び子の看護休暇の利用状況	区 分	育児休業	介護休業	子の看護休暇
	利用者数の合計	人	人	人
	うち男性の利用者数	人	人	人
	うち女性の利用者数	人	人	人

※育児休業取得対象者とは、**2019年10月1日～2020年9月30日の間に**、子を養育することになった方（例：出産した女性、配偶者が出産した男性）のうち、育児休業の対象となった方です。

#### 新様式（育児休業取得状況の届出項目）

業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するため 育児休業取得対象者数及び取得者数	区 分	育児休業取得状況												合計	
		育児休業取得対象者数													
		合計（人）													
		うち女性（人）													
取得者数の合計（人）	5日未満	5日以上2週間未満	2週間以上1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上8か月未満	8か月以上10か月未満	10か月以上12か月未満	12か月以上18か月未満	18か月以上24か月未満	24か月以上				
うち男性（人）															
うち女性（人）															

新規届出項目  
 (※育児休業取得対象者数)

新規届出項目  
 (育児休業取得期間別の取得者数)

## 記入上の注意点

届出項目（育児休業取得状況）に記載されている用語の意味は下記のとおりになります。

- ・**育児休業取得対象者**：2019年10月1日～2020年9月30日の間に子を養育することになった方（例：出産した女性従業員、配偶者が出産した男性従業員など\*1）のうち、育児休業の対象となった方。

\*1 養子縁組のほか、特別養子縁組の監護期間（試験養育期間）なども該当。

- ・**育児休業取得者**：育児休業取得対象者のうち、2021年9月30日までに育児休業を取得した（開始した）方。

- ・**育児休業期間**：育児休業取得者が取得した（取得する）育児休業期間。育児休業の期間が今年（2021年）の10月1日以降続く場合は、10月1日以降の期間も育児休業の期間に含めます。

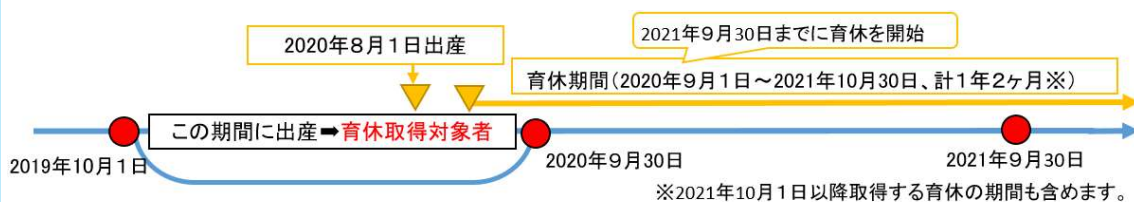
育児休業制度の適用を受ける従業員		届出書の記入	
出産日等	育児休業開始日	取得対象者数	取得者数
2019年9月30日以前		不要	—
2019年10月1日～2020年9月30日	2021年9月30日以前	必要	必要
	2021年10月1日以降	必要	不要
	育休取得なし *2	必要 *2	不要
2020年10月1日以降		不要	—

\*2 育児休業を取得していない場合でも、届出書の「育児休業取得対象者数」欄への記入が必要となります。

## 具体例

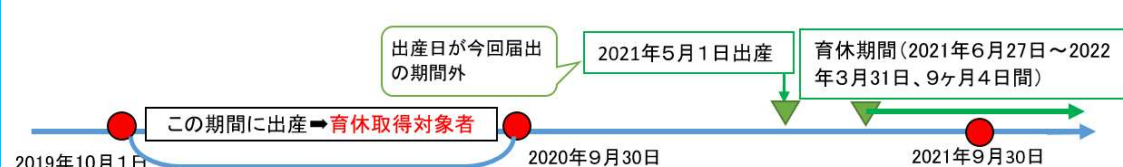
現在、育休取得中のAさんとBさんのケースを例に、下の図で説明します。

ケース①：Aさん（男性）が配偶者の出産（2020年8月1日）により、2020年9月1日から育休取得中



Aさんは届出書の項目「育児休業取得対象者数」の「うち男性（人）」にカウントし、項目「育児休業期間別の取得者数」は、「うち男性（人）」で「12か月以上18か月未満」にカウントします。

ケース②：Bさん（女性）が出産（2021年5月1日）により、2021年6月27日から育休取得中



Bさんは、今回対象となる期間外に出産しているため、「育児休業取得対象者数」「育児休業取得期間別の取得者数」にカウントしません。（育児休業取得期間別の取得者数は、育児休業取得対象者についてカウントするものであるため）